

2018年11月1日

会社分割に関する事後備置書類

横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

株式会社サカタのタネ

代表取締役 坂田 宏



神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

サカタのタネグリーンサービス株式会社

代表取締役 岩井 雅彦



株式会社サカタのタネ（以下「分割会社」といいます。）とサカタのタネグリーンサービス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2018年9月21日付吸収分割契約に基づいて、分割会社の管理事業に関する権利義務を承継会社に承継させる会社分割（以下「本分割」といいます。）をいたしました。

本分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び第801条第1項に定める事項は、以下に記載のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2018年11月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過及び同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

分割会社は、会社法第789条第2項の規定により、本分割に異議のある債権者は異議を述べるができる旨を2018年9月28日付で官報及び日経新聞により公告いたしました。その結果、会社法第789条の規定による異議を述べた債権者はおりません。

した。

3. 承継会社における会社法796条の2の規定による請求に係る手続の経過及び同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求

会社法第796条の2の規定による株主からの差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、会社法第797条の規定により、吸収分割をする旨を2018年9月28日付で官報により公告いたしました。その結果、会社法第797条の規定による株式の買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、本分割に異議のある債権者は異議を述べるができる旨を2018年9月28日付で官報により公告するとともに、同日付で知れている債権者に対し各別に催告いたしました。その結果、会社法第799条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、吸収分割契約の定めに従い、2018年11月1日をもって、分割会社から分割会社の造園緑花事業に関する資産を承継いたしました。その概算額は以下のとおりです。

- ・承継資産の額：概算金 350,428,240 円
- ・承継債務の額：概算金 148,162,162 円

5. 変更の登記をした日

2018年11月1日

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上